

福祉・介護職員の処遇改善に係る加算による賃金改善要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宝塚さざんか福祉会（以下「法人」という。）職員給与規程第21条に規定された「改善手当」について必要な事項を定めるものとする。

(手当)

第2条 改善手当は、厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度、福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算制度（以下「処遇改善加算制度等」という。）に定められた要件に基づき取得した加算額を、法人の福祉・介護職員等に対し支給する。

(支給対象者)

第3条 改善手当の対象となる職員は、法人の定める給料決定基準書により等級号俸の有る正規職員、臨時職員、再雇用職員とする。

(支給額)

第4条 支給額は処遇改善加算制度等で得られる加算額を基本とし、理事長が別に定める額を月額定額又は一時金若しくは基本給の改定により支給する。

(在籍の限定)

第5条 改善手当は、職員給与規程第4条に規定する給与の計算期間に在籍している者に支給する。

(経験・技能のある福祉・介護職員の基準設定)

第6条 福祉・介護職員等特定処遇改善加算における「経験・技能のある福祉・介護職員」の基準設定の考え方は、原則、自法人等で勤続年数10年以上の介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、保育士、サービス管理責任者とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別途協議する。

附 則

- 1 この要綱は、処遇改善加算制度等が終了すると同時に廃止する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。